

2007年5月10日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関することに係る個人情報を利用させ提供すること及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年4月24日付けで諮問（第258号）された介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関することに係る個人情報を利用させ提供すること及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用させ提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させ提供する必要性及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、国民健康保険等の医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療サービスを受けていたが、平成20年4月からは、新たに独立した医療保険制度となる後期高齢者医療制度で医療サービスを受けることになる。この制度は、神奈川県におい

ては、県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営することとされ、具体的には、被保険者の資格管理や保険料を決めたり、医療の給付などを行う。また、市町村では保険料徴収や収納管理、滞納整理を行う。75歳以上の高齢者等は、神奈川県内では一律の保険料を納めるとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることになる。

広域連合はこの事務の実施にあたって、まず最初に、被保険者となる対象者を把握しないと、被保険者としての認定をすることができない。そこで、被保険者としての認定に必要な情報を医療予防課に目的外利用させるとともに、広域連合に対して提供することについて諮問をするものである。

(2) 個人情報を利用させ提供する必要性について

後期高齢者医療制度の対象者である被保険者は、原則として①広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人すべて、②広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満で一定の障害がある人となるが、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第22項に規定する介護保険施設への入所をすることによって、それらの施設の所在する他の広域連合の区域内に住所を移した場合は、入居等をする前の住所の広域連合が保険者となる。

同じように、介護保険制度においても、藤沢市以外の特定施設（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設をいう。）へ入居又は介護保険施設（介護保険法第8条第22項に規定する介護施設をいう。）へ入所することによって、それらの施設の所在する他の介護保険保険者の区域内に住所を移した場合は藤沢市が保険者となる。

藤沢市の介護保険被保険者であって住所地特例の対象となる者の情報を医療予防課に目的外利用させること及び広域連合に提供することにより、後期高齢者医療制度の被保険者を正確に把握することが可能になり、後期高齢者医療制度に係る事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながることから、目的外に個人情報を利用させること及び外部提供する必要があるものである。

(3) 目的外に利用させ提供する個人情報

介護保険被保険者のうち、住所地特例の対象者の氏名、住所、生年月日、性別、適用年月日

利用目的

高齢者の医療の確保に関する法律第55条に基づく、住所地特例該当者の確認のため

(4) 個人情報を利用させ提供することに伴う本人通知の省略について

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり、そのことが結果

的に被保険者に対して、質の高い医療サービスを提供することにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、個別の通知は省略したい。

なお、目的外の利用及び提供については、広報等で周知を図るものとする。

(5) 実施時期

2007年6月予定。

(6) 提出資料

ア 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

イ 介護保険法（抜粋）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させ提供する必要性について

後期高齢者医療制度の対象者である被保険者は、原則として①広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人すべて、②広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満で一定の障害がある人となるが、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第22項に規定する介護保険施設への入所をすることによって、それらの施設の所在する他の広域連合の区域内に住所を移した場合は、入居等をする前の住所の広域連合が保険者となる。

同じように、介護保険制度においても、藤沢市以外の特定施設（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設をいう。）へ入居又は介護保険施設（介護保険法第8条第22項に規定する介護施設をいう。）へ入所することによって、それらの施設の所在する他の介護保険保険者の区域内に住所を移した場合は藤沢市が保険者となる。

藤沢市の介護保険被保険者であって住所地特例の対象となる者の情報を医療予防課に目的外利用させること及び広域連合に提供する事により、後期高齢者医療制度の被保険者を正確に把握することが可能になり、後期高齢者医療制度に係る事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させ提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり、そのことが結果

的に被保険者に対して、質の高い医療サービスを提供することにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を著しく阻害することになる。

なお、実施機関では、目的外の利用及び提供については、広報等で周知を図るものとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上